Photo by (c)Tomo.Yun(http://yunphoto.net)

ぼす、雇用・労働分野への影響を検証する。会号では企業組織再編が及会・経済システムを大きく揺さぶっている。今号では企業組織再編が及イブドアとフジテレビジョンの攻防をきっかけに、敵対的買収が、社が経営戦略の一環としての位置を占めるなか、ニッポン放送をめぐるラ葉に組織再編による競争力の強化に努めてきた。M&A(合併・買収)だブル崩壊後、長期的な景気低迷の中で、企業は「選択と集中」を合言

## 特集 企業再編、M&Aと労働問題 一雇用、労使関係上の課題

## 企業買収と従業員―雇用慣行へのインパクト

## 有識者アンケート

稲上 毅・法政大学教授

落合が減一・東京大学教授

小佐野 広・京都大学教授

鈴木不二一・連合総研副所長

ロナルド・ドーア・ロンドン大学名誉フェロー

濱口桂一郎・東京大学客員教授「日向野幹也・立教大学教授

柳川 範之・東京大学助教授

吉原 和志・東北大学教授

## 法政大学経営学部教授 641

増し、○二年にピークに達したのち、 は件数でも金額でも九○年代後半に急 とよく符合している。 もようやく一段落したかにみえる現状 トラの一〇年」であり、そのリストラ た一○年」ではなく、精力的な「リス 九○年代半ばからの一○年が「失われ かぎり、必ずしもそうではない。後者 企業に関連するM&Aの動向」 村証券経営調査部「二〇〇四年の日本 一年続けて減っている。このことは、 またぞろ「大買収時代」の到来など 公正取引委員会「年次報告」や野 メディアが書き立てている。 日本企業に関連するM&A 一をみる しか

とであれば、いま大買収時代の開闢な きの買収の意味が敵対的買収というこ ン放送、その取締役会は二月二三日、 挑戦したのがライブドアであった。 の風を受けて、この社会通念に公然と に多くの人々が眉を顰めた。いま時代 ったし、あればあったでそうした行為 ることが望ましいとされてきた。その 日本では、合併も買収も話し合いによ の乗っ取りのこと。しかし、これまで 全員一致で大量の新株予約権をフジテ 乗っ取られそうになったのはニッポ かもしれない。敵対的買収とは企業 けれども、 企業の乗っ取りはほとんどなか 「大買収時代」というと

行った。 として新株予約権発行がされた場合に これに友好的な特定の株主の経営支配 の持株比率を低下させ、 による新株予約権発行に該当する」と は、原則として、著しく不公正な方法 権を維持・確保することを主要な目的 面において、支配権を争う特定の株主 経営支配権に現に争いが生じている場 しようとしたが、裁判所は、 ため、フジテレビに新株予約権を発行 価値が著しく毀損されること」を防ぐ により債務者(ニッポン放送) 権者(ライブドア)の経営支配権取得 の主張を認めた。ニッポン放送は「債 して、新株予約権発行差止の仮処分を 東京地裁も、東京高裁もライブドア 現経営者又は 「会社の の企業

して流用しようとしている場合、当該資産を買収者の債務弁済や弁償原資とや「焦土化経営」のほか、当該会社のるという。いわゆるグリーンメイラーるという。いわかるグリーンメイラーとが、当該会社を食い物にしようとしてい

これら利害関係者の利益をも考慮する

とから、企業価値の検討にあたっては

ことなく、さきの社会通念のほか、

えるにあたっては、専門家主義に陥るとしているからである。この問いに答必要があると一応いうことができる」

処分を東京地裁に 題がある。「一般株主の利益=企業イブドアは、新株 ひとつに、企業価値とは何かという総数の四二・二% ところで、その係争における論点七日にすでにニッ を例示している。

引先・顧客・地域社会などの利害関係 の利益にも沿うということができるこ を高めることは、長期的には株主全体 者が存在し、これら利害関係者の利益 解することができる」とある。ライブ 題がある。「一般株主の利益=企業価 社には、株主のほかにも、従業員・取 ドアの見方に近いようにみえる。 ひいては株主全体の利益をいうものと の判決文には、「企業価値とは、 重要である」という。そして東京地裁 する会社においては、 だけでなく、個々の従業員の持つノウ 機械や設備、無体財産などの物的資産 る。ニッポン放送は、 ひとつに、企業価値とは何かという問 し、そうとばかりは言い切れない。 から構成される。債務者などのソフト ハウ、人的なつながりなどの人的資産 値」というのがライブドアの理解であ (ラジオ番組、イベントなど) を提供 ところで、その係争における論点の 人的資産は特に 「企業の価値は 会社 しか 会

> 要があるように思われる。 でいること、今後ますます企業の社会 とになるだろうことを十分踏まえる必 とになるだろうことを十分踏まえる必 とになるだろうことを十分踏まえる必 であるように思われる。

7

こには、敵対的買収者に何が求められ が行ってきた企業買収において「従業 うこと、第二に、これまでライブドア ライブドアの信認する新しい経営者が ているかが示唆されているようにみえ ない」という事実についてである。こ ちに雇用条件の見直しを進めたことは 員らを解雇したことはなく、買収後直 ける可能性がないわけではない」とい 議を行うともに、真摯な経営努力を続 ニッポン放送の「従業員らと十分な協 送がライブドアの子会社になっても、 とにふれている。第一に、ニッポン放 この点に関連して、判決はふたつのこ 対する旨の声明を出したことである。 放送の全従業員がこの敵対的買収に反 もうひとつ興味深いのは、ニッポン

う事実は重い。

・とまれ、いま敵対的買収防衛策やそのルールづくりに大きな関心が集まっのルールづくりに大きな関心が集まっのルールづくりに大きな関心が集まっのとまれ、いま敵対的買収防衛策やそとまれ、いま敵対的買収防衛策やそ



Business Labor Trend 2005.7

## 東京大学法学部教授

考えを述べて大方の批判を仰ぎたいと の問題は、それほど議論が活発化して 的企業買収における従業員利益の保護 の関心が高まっている。もっとも敵対 付けることになり、 味である)があり得ることを強く印象 いない。そこでその問題に関する私の 買収に反対する場合が敵対的という意 企業買収(ターゲット企業の経営者が 買収問題は、わが国においても敵対的 ライブドアによるニッポン放送 、敵対的企業買収へ

を分かつ決定的な鍵となるからである 的に支持できるものか、そうでないか る。なぜなら企業価値をどのように理 収と悪い買収とを分かつ基準は、企業 増加させ、あるいは毀損させる。企業 基本的に二つの立場が対立している。 三 企業価値の理解をめぐっては、 解するかによって、敵対的買収が社会 か。これは、きわめて重要な問題であ れる企業価値とは、一体いかなる意味 価値の増減である。しかしそこでいわ ある。このようにみてくると、良い買 われ易くする一方で、そうでない買収 ら、そうした買収(良い買収)は、行 価値の増加は新たな富の創出であるか 二 敵対的企業買収は、企業価値を (悪い買収) は、抑制するのが適当で

企業価値とは株主利益

うな立場においても、

業買収をかけられたターゲット企業の 益が増加するか否かを考えて経営決定 経営者(取締役)は、もっぱら株主利 をすべきであると主張する。 であると主張する。従って、 これに対して第二の見解は、会社は 敵対的企

従業員その他のステークホールダーの ないと主張する。 利益も考慮して決定をしなければなら て買収への対応を決定すべきではなく、 経営者は、株主利益を唯一の基準とし 株主だけでなく、従業員その他のステ ークホールダーのものでもあるから、

らない。換言すれば、会社をコントロ 関する法である会社法は、この利益実 経済組織であり、こうした経済組織に のステークホールダーの利益よりも優 そうである。その意味で株主利益が他 経営者、さらにはコミュニティなども 者は、株主のみならず従業員、債権者、 ない。しかし私は、会社法のルールと 二の見解の方が優勢であるのかもしれ ールする権利は、 現目的に適合的なルールでなければな く、あくまでも利益を創出するための 会社は、公益を目的とする団体ではな 先するとは当然にはいえない。しかし と考えている。確かに会社の利害関係 しては、第一の見解をとるべきである 四 わが国においては、あるいは第 会社の利益を最大化

た各ステークホールダーの利益が対立

法』三頁以下参照 (一九九八年))。ま 化するインセンティブを有する存在と あるから、会社の様々なステークホー 経済的地位 株主は会社があげた利益から債権者へ 株主であると考えている。その理由は、 の目的― いう点にある(詳細は、拙稿「企業法 ルダーのうちで最も会社の利益を最大 の支払をした残余の部分を獲得できる ルダーは誰であろうか。私は、それは インセンティブを有するステークホー ホールダーに付与しなければならない するインセンティブを有するステーク それでは、会社の利益を最大化する -」岩波講座・現代の法7『企業と -株主利益最大化原則の検討 (剰余権者といわれる) に

局のところ経営決定はできなくなるの うか。そのような場合には、それぞれ 経営決定は、果たして可能なのであろ ものとなると思われるのである。 って経営者の恣意的な決定を覆い した経営決定は、不可能であり、 ではあるまいか。すべての利益を考慮 の利益の優先順位を定めなければ、結 ステークホールダーの利益を考慮する 第二の見解が主張するようなすべての し、その調整がつかないような場合、 もっとも注意すべきは、私のよ 経営者が敵対的 かえ は、会社法ではなく、 労働法の適用があり、

頂点とするわが国の法システムにおけ 野の規制が衝突する場合には、 ば、経営者はそれに従わねばならない 要求しているというにとどまるのであ 増加をはかる経営決定をすべきことを 役) に対して、会社価値=株主利益の が決定されるのである。 る法の適用順序に従ってその優先順位 からの規制がかかるのであり、 たっては、場合により様々な法律分野 のは当然である。経営決定をするにあ ことである。会社法は、経営者(取締 なくてよいと主張しているのではない のステークホールダーの利益を考慮し のみ考えればよく、従業員などその 企業買収に直面した場合に、株主利益 例えば、労働法からの要請があれ 憲法を

敵対的企業買収における従業員利益の 護は、会社法ではなく、労働法の問題 保護についても異ならないのである。 決されるのである。そしてこの理は、 となる。すなわち、解雇の有効・無効 その経営決定には、会社法のみならず えば、経営決定が解雇をともなう場合 益に優先させることはない。しかし例 六 会社法は、従業員利益を株主利 従業員利益の保 労働法により解

## 京都大学経済研究所教授小人佐野大

議論を限定する。 の従業員の技能形成と関わるコストに 駄にする事後的コスト、に大別される 業の従業員のそれまでの技能形成を無 的コスト、ないしは、 業の従業員の技能形成を阻害する事前 するコスト、および、 (:ia) 被買収企 業の経営者の近視眼的経営戦略を誘発 的なコストを除けば、 法律事務所に支払う報酬費用等の直接 収のコストとは、金融コンサルタント・ 効果が、企業買収によるコストを上回 にみて効率的なものかどうかは、買収 本誌の性格上、ここでは、被買収企業 るかどうかにつきる。そして、 ナジー効果や既存経営者への規律付け 企業と被買収企業の事業統合によるシ 敵対的企業買収それ自体が経済学的 (ib) 被買収企 (i) 被買収企 企業買

被買収企業の従業員の技能形成を阻 を無駄にする事後的コストとは、厳対 を無駄にする事後的コストとは、敵対 を無駄にする事後的コストとは、敵対 を無駄にする事後的コストとは、敵対 を無駄にする事後的コストとは、敵対 を無駄にする事後的コストとは、敵対 を無駄にする事後的コストとは、敵対 を無駄にする事後的コストとは、敵対

> は、 は、 でい事態となった場合に、他の職場で した技能のある部分が新しい職場で活 した技能のある部分が新しい職場で活 いされないことから生じる事後的なコ ない事態となった場合に、他の職場で は、その企業における技能形成が他の は、その企業における技能形成が他の は、その企業における技能形成が他の は、その企業における技能形成が他の は、その企業における技能形成が他の は、その企業における技能形成が他の は、その企業における技能形成が他の は、その企業における技能形成が他の は、その企業における技能形成が他の という二つの要素に依存する。 したがって、従業員間の情報共有の したがって、従業員間の情報共有の したがって、従業員間の情報共有の

したかって、従業員間の情報共年の上たかって、従業員間の情報が高い産業の企業でこのコストは相対が高い産業の企業ではこのコストは相対的に低くなる。また、衰退産トは相対的に低くなる。また、衰退産トは相対的に低くなる。また、衰退産トは相対的に低くなる。また、衰退産の資源の移動が求められているわけであるから、そのような所でも、このコストは相対的に低くなる。

る。そのため、敵対的企業買収に対する。そのため、敵対的企業買収企業や事業統合は、買収企業と被買収企業の事業統合は、買収企業と被買収企業の事業統合によるシナジー効果がかなり高くないによるシナジー効果がかなり高くないによるシナジー効果がかなり高くない。資収企業と被買収企業時期の情でがある。そのため、敵対的企業買収に対すると、従業員間の情での視点からすると、従業員間の情

明は許されるものと考えられる。明は許されるものと考えられる。

業群では、被買収企業の従業員の技能 可能性が高い。したがって、これらの 経済的効率性の上からはプラスとなる 形成と関わるコストは低いわけである 性が低い産業や衰退産業等に属する企 業買収に対する従業員組合の反対表明 が良い可能性が高い。また、敵対的企 ンピルや株式持合等の導入は避けた方 業買収に対する対抗策としてのポイズ の要因を考慮したとしても、敵対的企 ケースでは、従業員の技能形成コスト から、敵対的企業買収の潜在的脅威は の程度が低く企業特殊的な技能の必要 これに対して、従業員間の情報共有 は、好ましくないものと考えられる。 定の条件の下で導入される事が認め ポイズンピルや株式持合等の導入が

> 判断されるとしても、そのこと自体は 買収に反対する可能性がある。したが 買収側企業が支配権を持った後に社外 単なる経営者の保身につながらないた ポイズンピルの悪用を防ぐことの十分 って、買収提案が社外取締役によって この面からも社外取締役が敵対的企業 取締役を新たに任命し直すとすれば、 を被っているとも考えられる。さらに、 く機能していないから敵対的企業買収 ような企業では社外取締役制度がうま る可能性がでてくることになる。 保身のためにポイズンピルが発動され が十分機能していなければ、経営者の る。したがって、もし社外取締役制度 した形で合理的な判断を下す必要があ めには、取締役会が現経営陣から独立 会で議論されるとしても、そのことが 企業の買収提案が被買収企業の取締役 たとえば、敵対的企業買収を仕掛けた して、いくつかの注意点が必要である られるような産業でも、 また、敵対的企業買収の対象になる その導入に関

ピル条項を認めるのは、敵対的企業買

会の独立性が弱い日本企業でポイズンな担保とならない。実際の所、取締役

収を禁止するのに近いものがあり、そ

条件を厳格に限定する必要がある

する手段に関する法制度の整備は適用

ような形での敵対的企業買収に対抗

## 反映されているの

## 連合総合生活開発研究所副所長

眼前に展開しつつある。 予兆は、まさに「新しい現実」として も、その底流にある「大買収時代」の しての正体を露呈して終わったけれど 騒動」は、お粗末なマネー・ゲームと よるニッポン放送、フジテレビへの敵 ス」の三業種であったという(内閣府 の他金融」、「ソフト・情報」、「サービ 加の主役は、投資会社を主体とする「そ が増加しているだけではない。中身も 対的買収事件、いわゆる「ホリエモン 本企業のM&A動向」)。ライブドアに 経済社会総合研究所「二〇〇四年の日 資料によれば、この間のM&A件数増 また大きく変化しつつある。内閣府の ぶりには著しいものがある。単に件数 最近の日本企業のM&A件数の急増

われれば、従業員は受け入れざるをえ 任されても、それが株主の意向だとい による短期的利益極大化が目当てで、 株主を選ぶことはできない。株価操作 民主制であり、当然ながら、従業員は 当化するものは、会社法の上では一株 だろうか。株式会社における支配を正 この「新しい現実」への対応にお ないのが現実である。 実業には一向に関心のない経営者が選 面させられているのは従業員ではない て、いちばん大きな不安とリスクに直 票の資本多数決原理にもとづく株主 ライブドアの経

> う共感を覚えたサラリーマンも多かっ たことだろう。 放送社員一同に、他人事ではないとい 営参画に反対声明を発表したニッポン

中心に、経営参加の法的制度化が進展 みせ、ヨーロッパでは、北欧・中欧を うか。果たして「社内の声」、とりわけ の確保はそれ以上に重要ではないだろ するなら、経営的意思決定の如何によ けれども、株主に対する情報開示、株 暴走することへの歯止めも必要だろう。 とんどである。たしかに、企業経営の とであった。しかし、そこで議論され 外の声」をいかに吹き込むかというこ されてきたのは、社内閉鎖的な意思決 加をめぐる議論と実践が大きな高揚を される仕組みがあるといえるだろうか 左右される従業員の声を、適切に反映 経営的意思決定によって職業的運命を 員への情報開示、経営に対する「発言」 って、もっとも深刻な影響を蒙る従業 主によるモニタリングが重要であると 社外に対する透明性も、経営者専横が 主・投資家の声に他ならないことがほ ている「社外の声」は、実質的には株 定と経営モニタリングのシステムに「社 ンス改革論議で、 した。日本でも、 近年におけるコーポレート・ガバナ 一九七〇年代には、従業員の経営参 常に焦点のひとつと 一九七〇年代後半に

> ず、一九七〇年代後半の経済危機を背 では、 ば現代企業の性格における歴史的進化 る。従業員の経営参加は、ひろくいえ づく経営の重要性が高まったことがあ による経営よりも、説得と合意にもと 術進歩と、他方での労働生活の質を求 加の大きな背景としては、一方での技 景に、労使協議制の強化による経営参 の産物ともいえる。 める従業員意識の変化によって、強制 加が展開されることとなった。経営参 れた。けれども、結果としては、日本 り上がりをみせ、多くの提言も発表さ 経営参加をめぐる議論が大きな盛 経営参加の法的制度化は実現せ

るようになった。その背景として、グ という認識がある。 従業員参加法制の新たな展開がみられ 者とともに「変化をマネージ」してい 業員も企業の意思決定に関与し、経営 伴う企業組織再編への対応の中で、従 年代後半以降、グローバル化の進展に る。いまも、一進一退の試行錯誤が繰 が迷走を続けていた今年の三月には は、従業員の高技能・高コミットメン くべきであるとの考え方が提起され、 従業員の経営参加は未完の課題であ トこそが、企業の競争力を左右する、 ローバル経済と情報技術革新の時代に 返されている。EUでは、一九九○ 「ホリエモン騒動

> いまいちど、かつての熱っぽさをもっの経営参加の社会的制度化について、 もちろん、従業員の声を代表して「発 下など、空洞化を示すような兆候がそ 制についても、企業側のコミットの低 織率が低下している。また、労使協議 いることはいうまでもない 実を強化する自前の努力が求められて 言」する労働組合には、経営参加の内 て議論してみる必要があると思われる こうした状況をふまえると、従業員 の配慮はほとんどなきに等しかった。 するかという観点であって、従業員へ のは、資本効率重視経営をいかに促進 正において、まず優先的に考慮された の企業組織再編法制の整備や会社法改 こここに現れている。さらに、この間 わざるをえない。まず、労働組合の組 主義はきわめて危うい状況にあるとい 念ながら日本における会社の中の民主 参加の仕組みが重要な柱となっている えた合併に関する指令」でも、従業員 採択された「有限責任会社の国境を越 令」が施行期日を迎え、また、五月に 近年のEUの動きと対比すると、残

に違いない。

待っている会社法がさらに、加速する

原点に返る。

# ロンドン大学名誉フェロー

本稿タイトルにある言葉は今年の三 て高く売る例である。

識の変化」を、五月中旬に衆議院を通 のような、単純な株主主権論への「常 は判断する必要がないことになる。こ どのためになるかということを裁判官 ライブドアの諸宣言から判断して、支 るべきだ。ニッポン放送の現経営陣と、 的」であるという自明な事実を指摘し 陣の支配権を維持することを主たる目 って、目下(五月末)参議院の審議を して、どちらが「企業のためになるか」 配権を握った場合の新経営陣とを比較 の利益に繋がらない」。従って差止め て、だから、「企業ひいては株主全体 分を申し立てたときの裁判官の判決の に対して、ライブドアが発行差止仮処 月、ニッポン放送の新株予約権発行案 句である。発行の目的が、「現経営 -その従業員、顧客、仕入れ企業な

とによって、株価を上昇させて、そしとによって、株価を上昇させて、そしたっぷり払えるリーンな会社にするこたっぷり払えるリーンな会社にするこたっぷり払えるリーンな会社にするこたっぷり払えるリーンな会社にするとによって、株価を上昇させて、そしとによって、株価を上昇させて、そしとによって、株価を上昇させて、そしとによって、株価を上昇させて、そしとによって、株価を上昇させて、そしとによって、株価を上昇させて、そしとによって、株価を上昇させて、そし

こういう動きを労働組合の課題として高く売る例である。ドイツでは、身別する必要を唱えたが、日本ではそれまする必要を唱えたが、日本ではそれがする必要を唱えたが、日本ではそれがある必要を唱えたが、日本では、与

ろうとする姿勢を整えて、労働組合の ありうると思う。 1. 時勢に逆行しようとしても仕方 1. 時勢に逆行しようとしても仕方 1. 時勢に逆行しようとしても仕方 4. 時勢に逆行しようとしても仕方 方できだ。協調の義務から来る規制かすべきだ。協調の義務から来る規制から解放されるから。ストなどを辞さない、経営陣との鋭い対立になっても、い、経営陣との鋭い対立になっても、い、経営陣との鋭い対立になっても、い、経営陣との鋭い対立になっても、

力が必要。
カが必要。

ストは、貿易面での保護主義と、企業ている、「主義」としてのグローバリ金融庁・財務省・法務省などを支配し私なら、第二のオプションを取る。

こと」に集中できなくなるから、規制 会社の場合、敵対的買収者が、公開買 対するだろう。しかし、経営者の中に ない人たちだから、規制にあくまで反 株主が判断できるような文章となる。 うか、買収後の新経営陣が従業員の協 現経営陣が社内で支持を得ているかど ばならないとすることも考えられる。 のその経営方針の評価をも含まなけれ 方針を説明する文章だけでなく、 の中で、買収者の支配権獲得後の経営 い付けする場合、株主に配布する資料 いう規制かといえば、企業組合のある が十分いるはずである。具体的にどう 賛成の人が多いと思う。組合の同盟者 いれば、経営能力を「いい製品を作る 買収への防衛策にばかり気を取られて は、自己防衛だけの話でなく、敵対的 めの金融面での保護主義の区別を弁え 形態・所得分布など自国制度保存のた 力を得られる確率はどのくらいかなど 規制を設けようとする試みが失敗し 組合

アを通じて、いかにして新経営陣の手対的買収に対する戦術として、メディースもあろう。そうでない場合は、敵間の中だから、場合によって敵対的買収が日常茶飯事になればる世の中だから、場合によって敵対的買収が日常茶飯事になればる

危機的伏態を持たず、常時の予坊策きかけること、くらいしかない。知らせること、会社の重要な顧客に働知らせること、会社の重要な顧客に働に負えない従業員になるかを買収者に

見を聞いたりするのもいいだろう。組 うかを、土壇場になってはじめて考え 明だろう。また、現在の経営陣が、守 ある、4.よくなる確率が高い」 れない、3. 全く考えられない、2、まずは考えら 合、よくなると思いますか?-などを追い出して新経営陣ができた場 うな質問も入れていいかもしれない。 くやるが、以下のような信任投票のよ 合員へのアンケートを日本の組合がよ るのでなく、常に考えて、組合員の意 ろうとするに値する経営陣であるかど をする従業員株持ち会を作ることも賢 が不可能なら、従業員が株主に衣換え や、従業員代表の監査役を設ける制度 反映させるための労使協議制の法制化 ての声をコーポレート・ガバナンスに としてできることもある。従業員とし 「敵対的買収者が現れて、今の社長 危機的状態を待たず、常時の予防策 まあ、よくなる可能性は 1.

現在の日本のコーポレート・ガバナ現在の日本のコーポレート・ガバナ

東京大学大学院法学政治学研究科附属

比較法政国際センター客員教授

ライブドアによるニッポン放送株買

委任状を加えた計二一七人が全会一致 二三八人中一七七人が出席。四〇人の どういう人たちなのか。報道によれば、 ことだ。この「社員一同」というのは ちニッポン放送社員一同はフジサンケ の社員総会を開き、役員以外の全社員 反対します」という声明文が出された 志に賛同し、ライブドアの経営参画に イグループに残るという現経営陣の意 ニッポン放送社員一同」の名で、「私た 収事件で面白かったのは、 「社員有志の呼びかけで、開局以来初 「株式会社

いうのは「社団」の構成員のことだか 日本国の法体系の下では、「社員」と で声明文に賛成した」とのことだが、

もしれない。

取扱いとなる。 権が認められ、 義形成期という特定の環境に適応した 調達するという仕組みは、資本に対し うメンバーシップのない形で市場から 技術や労務という資源は雇傭契約とい 源の提供者にのみ「社員」権を限定し、 議なことではない。資本という稀少資 資本、技術、労務という稀少な資源を 者であっても、 れる。しかし、雇傭契約に基づく労務 資本優遇型ミームであったように思わ て労務が相対的に過剰であった資本主 提供する者が「社員」であるのは不思 考えてみれば、会社という事業体に 発明をすると知的財産 技術という稀少資源の 一般労務者とは異なる

事件は、こういう法学部の常識がよう 設立を考え出したようなので、今回の ポン放送の「社員」たちも労働組合の いうことである。報道によれば、ニッ 民法上は『労務者』にすぎない」(1)と というが、私法上の『社員』ではなく、 のは、「日常、会社の『社員』だ、など ずもない。法学部の学生が初めに学ぶ などというものが法律上存在しうるは はない。株主総会以外に「社員総会」 れ以外に法律上の「社員」がいるはず

やく世間に広まりだしたということか

常識に過ぎない(2)。 みを出資する。株式会社では社員全員 明確なものではない。現行法体系の下 でありえないというのは、株式会社の 資は存在しない。労務提供者は「社員」 が有限責任しか負わないので、労務出 に対し有限責任社員は金銭、有価物の 社員には労務の出資が認められ、これ 基づくものだけでなく、会社の社員と でも、労務の提供は雇傭という契約に もう一歩踏み込むと必ずしもそれほど 合名会社の社員や合資会社の無限責任 して労務を出資するというものもある。 ところが、そういう法学部の常識も

それを会社法上に明記するに至ったの るのではなかろうか。 の方が生存可能性が高くなるであろう。 段の権利性を認めてはいない。しかし、 レートガバナンス(3)であったといえ がゲルマン諸国の労働者参加型コーポ 務優遇型ミームであったといえようし、 長期雇用慣行とはそういう事実上の労 本提供者よりも優遇するようなミーム 事実上のメンバーシップを付与し、資 や熟練を有する労務という稀少資源に 少であるような環境においては、技能 資本に対して技能や熟練が相対的に稀 れば、淘汰されるからであろう。 提供者には、それ相応の待遇をしな はどうだろうか。法律上はこれらに特 では、発明までいかない技能や熟練 け

ことだけは間違いない。

事業の側からみてかけがえのない稀少 占めた堀江氏に、ニッポン放送という 断されるべきであろう。ITベンチャ 思議ではない。その反発に根拠がある りかざすライブドアに反発したのは不 送の「社員」たちが、資本の論理を振 の技能と熟練に誇りを持つニッポン放 ンドと結託してニッポン放送株を買い ーとしての堀江氏ではなく、投資ファ 何が稀少な資源であるのかによって判 た法律の規定によってではなく、今日 かどうかは、資本主義形成期に作られ そう考えてくると、放送という事業

断する権限が現行法制の枠組みにない ぐり抜ける能力があるのか、それを判 不自然なミームに、どの程度淘汰をく てきているように見える。そのような 逆に世界的なその過剰から生み出され のも、資本の稀少性の故にではなく、 性があったとは言えまい そもそも、株主価値創造革命なるも

の「社員に株主を選ぶ権利はない」という「正月二一日)に産経新聞に掲載された中谷巌氏 では控えておく。 突っ込みを入れたいところではあるが、ここ の論調にふさわしいのではないか、といった 論」の方が、フジ・サンケイグループの日頃 (追記) 本当をいえば、この騒ぎの最中 (三

## 注

ら、営利社団法人である「会社」の場

合は当然出資者である株主であり、そ

一四七頁。 (1) 星野英一『民法概論Ⅰ』名著普及会、

員と称す)」という規定があった。 措置令では「会社に雇傭せらるる者 (2) ちなみに、戦時中の会社職員給与臨時

締役会に労働者代表が参加する (3) 独、墺では監査役会、北欧諸国では取

## 日本を変える」?

## 立教大学社会学部産業関係学科教授

ことなど何も考えておらず、単に自分 加わることを狙った点では共通してお プレーヤーの一人に代わってプレーに ルが極めて厳しい産業で自分が既存の 参入規制ないし公認の参入阻止カルテ う放送事業には興味がない」のである。 プロ野球参入が実現しなかったときに という結論を早々に出したからである。 ンターネットの融合については棚上げ 後の行動からもうかがえる。放送とイ 体に興味はなかったことは、買収断念 的買収者)であって、実は放送事業自 確かに、堀江氏は米国にも多いと言わ 米国で八○年代に起きたことの繰り返 ンダードの体現者を僭称しただけでは の欲望を満たすためにグローバルスタ を変える」と言いながら日本の将来の 変える」ような行動ではない。「日本 するに過ぎないのであって、「日本を り、単に自分も規制の恩恵に与ろうと っていたと伝えられたが、今度は「も れる典型的なグリーンメーラー(脅迫 しであるという声をしばしば耳にする。 行なったような敵対的買収の増加は、 また、野球にせよ放送事業にせよ、 「もうプロ野球には興味がない」と語 ライブドアがニッポン放送に対して

買収の影響で、 他方、今回のニッポン放送の敵対的 定款に毒薬条項などの

> るのかもしれない。 この意味では「日本は変」わりつつあ パニックに陥っているからであろう。 金銭至上主義の買収者でも自社を買収 は、資金さえあれば、堀江氏のような、 まれていて、訴訟が起きている。これ 存株主の利益を損なうようなものも含 れて、全国の上場株式会社の経営陣が してしまう可能性があると思い知らさ なっているという。中には明らかに既 防衛策を盛り込む動きが非常に盛んに

増資 をしかけにくくすることが、株主のた 増資を行うことはもちろん、予め自動 を整えておくことが株主の利益になる るとそうした買収提案に対して防衛策 だけの意味だからである。つまり、敵 とは、現経営陣が賛成しない、という 現経営陣の利益にはなる。「敵対的」 めになるかどうかは、少なくとも自明 れてから防衛のために第三者割り当て かどうかは疑わしい。いざ買収が行わ 主の利益に反するかどうか、言い換え 提案が他のステークホルダーの利益に 対的であるからと言ってそうした買収 反するどうかは分からない。まして株 買収防衛策の整備はほぼ間違いなく (毒薬) 条項を作っておいて買収

の中にはもちろん従業員が含まれる。 さらに、 「他のステークホルダー」

> ある。 ことかどうか、これも分からない。自 彼らにプラスかどうか分からないので 動的に防衛手段が発動される仕掛けが 買収されることは従業員にとって悪

ない。 どうかは、買収完了後に買収部分をど の交渉の問題があって、簡単にはいか 員がむしろ真っ先に辞めていってしま に当たっては、最も残ってほしい従業 りあげる必要があるが、この体制作り 下げ、高い利益率を生み出す体制を作 第一に、人員を削減して損益分岐点を 日本の雇用慣行は重要な制約になる。 籍させたり再就職を世話したりという のように作りかえられるか、どのよう うかは実はこのあたりにかかっている。 いがちであったり、雇用契約や組合と 雇用を整理するにあたって子会社に移 に取り込めるかに依存する。この点で った場合は値段がつりあがりやすい。 つくことが多い。特にTOB合戦にな 敵対的買収は友好的買収に比べて高く 高い価格に見合うだけの買収であるか 敵対的買収が「日本を変える」かど

充分に行ってこなかった企業を買収し てしまうと、買収後に(実質的な人員 用がかさむ。特に退職給付対策を従来 でも、第二の要因として、退職関連費 また、これを何とかクリアした場合

> 退職金負担が急増し、せっかく買った 削減分を含めた)希望退職者が増えて 企業が高くつくことになる。

成否は(敵対的)買収前には分からな いと言えるのではないか。 つかせる) 方向に作用する面の方が強 収を思いとどまらせる(コストを高く の存在は、これまでのところ敵対的買 スである。従って、日本的な雇用慣行 い。他方、第二の要因は確実にマイナ プラスに転ずる可能性もあるが、その 第一の要因はうまく体制を作れれば

動かすという方向もさりながら、それ 併・買収、特に敵対的買収の増加量が ち労働市場・雇用慣行の変化次第で合 と同等かそれ以上に逆の方向、すなわ 起きている。合併・買収が労働市場を 収ブームより前から労働市場の変化は を左右するところは大きい。合併・買 動向、雇用慣行の変化が買収者の計算 伝えられている。こうした労働市場の で期間労働者の比重が高まっていると で働く人が増えたり、製造業大手企業 なりたいがなれないのでパート・派遣 いくかもしれない。例えば、正社員に っては、敵対的買収の得失も変わって 左右されるという面が強いのではない ただし、今後の雇用慣行の動向によ



## 東京大学大学院経済学研究科・経済学部助教授

働環境に大きな影響を与えるのではな っているようである。 いかという疑問や疑念を多くの人が持 が日本企業の雇用慣行や、従業員の労 ても例外ではなく、敵対的買収の脅威 関心が高まっている。労働問題におい & A)、特に敵対的企業買収に関する 最近になって、日本では企業買収(M

けることがあるのではないかと。 日本の労働者が、大きなダメージを受 てしまい、場合によっては日本経済や 投資や、人的資本への投資が損なわれ で重要と考えられてきた関係特殊的な しまうのではないか。その結果、今ま 日本企業の雇用慣行は大きく変化して そのため、敵対的買収が増えてくると や労働環境をずたずたにしてしまう。 い、その過程で、その企業の雇用慣行 て、大幅な賃金カットやリストラを行 収者は、高い株式価値の実現を目指し は次のようなものであろう。敵対的買 その際に通常想定されるストーリー

づく。たとえ敵対的買収であっても、 損失を被ることになるからである。 な変更を行えば、 必要な労働者の解雇や雇用慣行の無理 に行われるわけではない。なぜなら、 それによって労働者の解雇がそう簡単 しかしながら、このようなストーリ のかなりの部分は間違った推論に基 買収者自身が大きな ŧ

> の変化がM&Aを促しているのである。 後の日本の雇用慣行は大きく変化して る今後、日本の雇用慣行は、変化しな の変化はとめられない。 制限したりする動きが広がっても、こ きな変化を後押ししているに過ぎない。 のである。その意味では、M&Aは大 取る形で、 もかなり進んでいる。その変化を読み る。また、それに伴って人材の流動化 に関する意識は急速に変化してきてい 綻経験などを経て、若年層の雇用慣行 バブル崩壊後のリストラや大企業の破 が変えるのではなく、日本の雇用慣行 とは、逆だということである。M&A 通常考えられている上記のストーリー したいのは、そこで生じる因果関係は いのだろうか。答えは、否である。今 雇用慣行を大きく変えるわけではない きしない。よって、買収自体が日本の きな損失をもたらすだけなので、長続 ろうが、そのような買収は結果的に大 判断をしてしまう買収者も存在するだ 労働状況を十分に理解せずに間違った ちろん、中にはその企業の雇用慣行や したがって、たとえ買収を防止したり いくことだろう。けれどもここで指摘 それでは、M&Aの増加が予想され M&Aが増加してきている

流れの中で、この動きが加速しつつあ 重要なことは、人材流動化の大きな

だろう。 のため、雇用慣行や労働条件の整備の 変わってきたと言わざるを得ない。そ くる中では、今現在同じ会社に属して 新たなものをつくっていく必要がある 仕方についても、今後はそれに合せて いる社員であることの意義は、大きく 売却、合併、 る点であろう。 敵対的買収等が起こって 転職、リストラ、

関係特殊的投資なのかがはっきりしな ここでのfirmが何を指すのかが、この 性が上げられるのかどうか、組織に対 あるともいえよう。 は何かを我々に問いかけているもので い。敵対的買収の増加は、このfirmと 言葉ではあいまいであり、何に対して の重要性が強調されてきた。しかし、 特殊的投資(firm specific investments) そのため、しばしば会社に対する関係 形成していくかがやはり重要となる。 織である以上組織としてどこまで生産 してどこまで貢献ができる人的資本を 人材の流動化が進んでも、会社が組

的資本もそのグループ活動に関係特殊 の補完関係が強く、また蓄積された人 のグループ(以下、チーム)への投資 を行う中で相互依存関係の強い少人数 要なのは、実際に生産活動や営業活動 である。このようなチーム内では相互 実は、人的資本への投資において重

> 的であり、 投資はそのまま機能する。 ろで、ほとんどの場合、関係特殊的な きな組織が仮にふたつに分かれたとこ それよりももっと小規模だという点で う。しかしポイントは、このようなチ 作業内容によっても大きく異なるだろ 度であるべきかは、業種や行っている きく生産性を落としてしまう。 ある。たとえば、巨大商社のような大 ームは法的な企業組織とは一致せず、 もちろん、チームのサイズがどの ばらばらにしてしまうと大

今後の大きな課題ではないだろうか かが、日本企業にとって課されている うなチームをいかにうまく形成し、か たとえM&Aが行われても、ますます 変わったりしても問題がなく生き残る 変えれば、優秀なチームはたとえM& らばらにされることはない。言い方を 生産性の高いチームはそれによってば る。敵対的買収が行われても、本当に を向上させていくかが重要な課題とな 殊的投資をいかに促進させて、生産性 は、このようなチームに対する関係特 ような制度なり慣行なりを築いていく つ充実させていくか、そのためにどの そのため優秀なチームが形成されれば Aによって株主が変わったり経営者が 組織としてあるいは労働環境として 人的資本の蓄積が促進される。このよ

部門

ピルは、敵対的な買収者が対象会社の

が論じられている典型的なポイズン・様な種類がありうるが、わが国で導入がいわゆるポイズン・ピルである。多

事由)に、市場価格よりも有利な条件株式の一定割合を取得した場合(発動

対象会社の株式を取得することが

# ホイズン・ピル―いつ誰がどのように判断する

## 東北大学大学院法学研究科教授上口人

措置の中でも最も関心を集めているの 第に浸透してきているように思われる。 防衛措置をとりうるという考え方が次 買収)に対しては、取締役会は適切な 収もあれば悪い買収もあり、悪い買収 ては盛んに議論されてきたが、良い買 措置をとることが許されるかをめぐっ た対象会社の取締役会がどこまで防衛 なった。敵対的企業買収を仕掛けられ くの上場会社が真剣に検討するように 収に備えて防衛措置を講ずることを多 始め、それにともない、敵対的企業買 いない買収が仕掛けられる事例が現れ わち買収対象会社の経営陣が同意して (=企業価値・株主利益を損なうような 事前の(いわゆる「平時」の)防衛 敵対的企業買収、 すな

> できるものとされる(消却条項)。 でも名目的な価格で権利の消却を決定は、発動事由が生ずる前であればいつ

機会を与えることになる。

株イズン・ピル(毒薬)という名称にもかかわらず、買収者が知らずに飲にもかかわらず、買収者が知らずに飲た者就に権利の消却を求めて対象会社の取締役会と交渉するよう動機付けられることになる。ポイズン・ピルは、対ることになる。ポイズン・ピルは、対ることになる。ポイズン・ピルは、対象会社の取締役会に判断と交渉の時間・象会社の取締役会に判断と交渉の時間・

考えなければならない。

おが国の法制度の下でポイズン・ピわが国の法制度の下でポイズン・ピーが、より根本的には、かい論点もあるが、より根本的には、かい論点もあるが、より根本的には、かい論点もあるが、より根本的には、

誰が――株主総会が決するのか、取時点と具体的な買収提案を受けて権利時点と具体的な買収提案を受けて権利の大きな判断時期がある。

服するのか。 締役会に委ねるのか。裁判所の審査に 誰が――株主総会が決するのが、取

どのように――どのような基準・手

ある株主は権利を行使できないことにする仕組みである。敵対的な買収者での分配を予定して信託銀行等に)付与めすべての株主に(または後の株主へできる権利(新株予約権)をあらかじ

しておく。また、

発行会社の取締役会

導入するに際しては、株主の意思を な審査基準で判断するのか。 のよう

外者の判断を重視したりする仕組みを的な判断基準を設定したり独立した社がら、株主総会を適時に開催して判断をすることは難しく、取締役会に判断をすることは難しく、取締役会に判断をすることは難しく、取締役会に判断をするとは難しく、取締役会に判断をがら、株主総会を適時に開催して判断があるがどうかの判断は、具体的消却するかどうかの判断は、具体的

されるかは一概に言えない。での仕組みを設けておけば適法と判断設けておく必要があろう。ただどこま

場合、株主や敵対的買収者はどのよう いるべきか また裁判所はどのような審査基準を用 鍵になる。どのような争訟手段を認め よりむしろ消却するかどうかの判断 るとすれば、導入するかどうかの判断 より買収者をして交渉を促す手段であ しかし、ポイズン・ピルが消却条項に 原因に当たると解することも難しい。 定が困難であり、新株予約権発行無効 損害賠償を請求するにしても損害の算 に義務付けることはできないであろう。 現行法上、訴訟によって消却を積極的 善管注意義務・忠実義務に違反するが 合、消却しないことは取締役としての に争うことができるか。このような場 消却すべきであるのに消却されない

経済産業省と法務省が策定した「企経済産業省と法務省が策定した「企工月二七日)は、適法性・合理性の「五月二七日)は、適法性・合理性の「五月二七日)は、適法性・合理性のだわけではない。指針に従わない防衛だわけではない。指針に従わない防衛だが、右に挙げた論点がすべて解決されが、右に挙げた論点がすべて解決されるかけではない。指針に従わない防衛を対しまではありである。

